

令和4年度第1回審議会

| | |
|---|---|
| 日 時 | 令和4年9月20日（火） 13時30分から15時00分まで |
| 場 所 | 市役所北庁舎6階6-3会議室 |
| 出席委員 | 北村房子、櫻井寛和、高井伸穂、塚原千恵、長尾富美雄、原田峻平、深川寛治（計7名）欠席：安部吉弘 |
| 出席職員 | 山田基盤整備部長、大野基盤整備部参事 水道課 若林課長、塚原 下水道課 櫻井課長、酒向、那須（計7名） |
| 傍聴者 | なし |
| <p>議事</p> <p>(1) 報告事項 水道事業、下水道事業の現況・予算</p> <p>(2) 審議事項 水道料金、下水道使用料の改定水準、改定時期について</p> <p>司会 本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。司会をさせていただきます基盤整備部長の山田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに関市民憲章のご唱和をお願いいたします。</p> <p>ご起立をお願いします。市民憲章はお配りしてあります議事日程の下のところに記載してございます。</p> <p>私が「関市民憲章」と読み上げますので、続いてご唱和ください。</p> <p>(市民憲章唱和)</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>当初8月10日（水）を審議会の日としてご案内しておりましたが、料金改定案について再度検討し直して、審議していただく必要があると考えまして、日程を改めまして本日開催させて頂くことになりました。委員の皆様にはご迷惑をおかけすることになりましたが、改めてよろしくお願いいたします。</p> <p>本年度は、新たに7月1日より令和6年6月までの2年間委員委嘱の期間になり、委員の皆様には予め委嘱状をお渡し致しました。引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、中部電力パワーグリッド株式会社関営業所長様につきましては、異動の関係で、委員の交代がございました。令和3年7月以来委員を務めて頂いた白木様に代わりまして、新たに安部(あべ) 吉弘(よしひろ)様が審議会委員にご就任いただきました。本日はご都合により欠席との連絡を受けております。</p> <p>次に会長・副会長を選出したいと思います。</p> <p>資料3ページに載せております、関市上下水道事業経営審議会規程第3条第1項</p> | |

の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますが、事務局に腹案がございますので、一任していただく形でよろしいでしょうか。

（委員の異議のないことを確認する。）

ご異議がないようでございますので、昨年度に引き続き、会長を原田様に、副会長を櫻井様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（委員の賛成を得る。）

本日の会議の内容といたしましては、前回に続いて、関市の水道料金、下水道使用料につきまして審議していただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから、令和4年度第1回関市上下水道事業経営審議会を開会いたします。

原田会長さん、よろしくお願ひいたします。

会長 （あいさつ）

それでは、議事に入ります前に、委員7人（8人中7人）が出席していただいておりますので、審議会規則に定める会議の開催要件（委員の過半数の出席）を満たしていることを報告いたします。ただいまから、議事に入ります。

最初に、事業の現況、予算状況について、事務局、お願ひします。

水道課長 それでは、本日の報告事項であります「水道事業の現況及び令和4年度予算について」説明させていただきます。

下水道課長 それでは、次の報告事項であります「下水道事業の現況及び令和4年度予算について」説明させていただきます。

会長 説明が終わりましたので、質疑のある方は、挙手の上、発言をお願いします。

では、私からですが、下水道事業で令和2年度から経費回収率が悪化した点についてはどのように考えておられるのですか。

事務局 令和2年度から法適用により減価償却費が計上されるようになったことに伴うものです。今後の推移を見て対応を検討していこうと思います。

会長 ほかに質疑はございませんか。質疑もないようですので、次の議事の審議事項について、事務局から説明をお願いします。

司会 本日の審議事項でございますが、水道事業と下水道事業の料金水準と時期について改めて説明をさせていただきます。

下水道課長 では、まず前回の審議会では委員の方からありましたご質問について、説明をさせていただきます。

項目1 財政計画についての変動要因の考慮について

前回の審議会提出資料 8 において、水道事業では年 0.7%、下水道事業では年 0.5%の有収水量の減少を料金収入の将来推計に織り込んで、財政計画を作成しております。

項目 2 料金改定により使用料は減少したかについて

関連資料として下水道事業を例として資料 1 を用意いたしました。平成 24 年度下水道使用料 22.5%の改定後、平成 24 年度は 8.9%の増加にとどまりましたが、平成 25 年度から平成 30 年度までは料金改定前の 20%台を維持しました。平均 2 億 5 千万円の増収額のため、下水道使用料では、改定前の下水道使用料に対して 11%の収入増加を維持しています。

項目 3 投資に対する固定費を回収するため基本料金の割合をあげる考えはあるかについて

この点につきましては、本日の審議会でも説明させていただき料金改定案が採用された場合は、次回の審議会において水道事業、下水道事業ともに基本料金の割合を変えた複数案をご用意し、審議して頂く予定をしております。

項目 4 基本料金だけでお支払いされている方の割合はどのくらいでしょうか。

関連資料として資料 1.4 を用意いたしました。令和 2 年度ですと、基本料金だけでお支払いされている方の割合は件数ですと水道事業は 6%、下水道事業は 23%、お支払い金額ですと水道事業は 1%、下水道事業は 8%となります。

項目 5 収入増加だけでなく、人件費の削減とか経費の削減についても考えてほしいについて

下水道事業の財政計画の考え方についてご説明いたします。前回の審議会提出資料 8 において、投資については、ストックマネジメント計画や長寿命化計画に基づいてトータルコストの削減を図っております。経費につきましては、有収水量の減少（年 0.5%）に準じた経費の削減を目標として織り込んだ数値で財政計画を作成しております。

水道事業につきましては、前回の審議会でものご指摘を受け、資料 2 にあるように経費の削減を検討し、人件費や委託費などの事務費を令和 12 年度時点より約 300 万円削減した投資・財政計画を作成しました。

項目 6 周辺市の値上げの状況も併記してほしいについて

周辺他市では、現在本市と同様、上下水道料金の改定に向けた検討を進めている段階であり、料金がどのように改定となったかが未確定のため、平成 31 年度からの県内市の改定状況について資料 1.3 をご用意しました。

項目 7 26%は大きな改定なので、市民の方への丁寧な説明が必要です

前回料金改定以降の取り組み、今回改定する理由、改定率の根拠、増加した料金収入の使い道、新しい料金体系、に加え、料金改定後の水道・下水道事業の見通しについて今後概ね中学校区単位で予定する住民説明会などを通して分かりやすい説明に努めて参ります。

会長 説明が終わりましたので、質疑のある方は、挙手の上、発言をお願いします。

委員 A 項目 7 の住民説明会ですが、概ね中学校単位で住民説明会を開かれるということですが、住民のどのくらいの割合の方が参加されるのでしょうか。

事務局 地区によっても異なりますが、前回の料金改定の際の実績から見ますと、多くて 20 人～30 人、少ないと数人でした。住民の割合については算出しておりませんが、大体そのくらいの参加者でした。

委員 A 参加者の少なさについては啓発活動等どのように捉えられていますか。

事務局 これまで様々な住民説明会に関わってきましたが、安心メールや広報等様々な啓発活動を行ってきたことが、なかなか参加者数の増加に繋がらないということがございました。すでに理解されておられる方も見えるでしょうし、忙しいという方も見えるでしょう。地区毎に開催するわけですが、参加できる会場に来ていただければと考えています。

会長 4 月に宮城県で水道のコンセッションをやるということで、学生 150 人にヒアリングを行ったのですが、知っていたのは 5 人という結果でした。県庁の方にそのことを伝えたところ 5 人いてよかったということでした。議事録を見ますと積極的なやり取りが記録されていますが、それはごく一部の方々ととのやり取りであったことがわかります。おそらく料金が上がった段階で反応はあるでしょうが、事前の段階では難しいといえるかと思えます。そのため、何が訴求しやすいのか把握したうえで、関心が低い市民への周知、広報が必要かと思えます。

では、続いて水道料金、下水道使用料の改定水準、改定時期についてお願いします。

水道課長

水道料金、下水道使用料の改定水準、改定時期について

前回の審議会で累計 26% の料金改定案を提示し、審議して頂きました。料金改定にかかる喫緊の課題としては大きく 2 点あり、1 点目として収益的収支が令和 8 年度から赤字に転落してしまう水道事業の収支状況、「収益的収支の状況悪化」があります。また、2 点目として水道施設の老朽化に対応したアセットマネジメント計画に基づく水道管の更新に必要なとされる資金の確保、いわゆる「更新投資財源の確保」が挙げられます。

前回までの審議会では、令和 12 年度までに時期を 3 回に分けて料金を改定し、最終的に 26% まで引き上げることとした案をベースに説明し、審議いただきました。しかしながら、料金を 1 度に改定するケースや、2 回に分けて改定するケースといった、改定時期やそれを踏まえた改定率の水準についても審議していただいた方が良いのではないかとの結論に至り、今般あらためて審議いただくこととなりました。

まず、水道事業が事業運営で使用している指標は大きく 2 つあります。1 つは、経常収支比率です。これは、事業活動において得られる収益（経常収益）とかかる費用（経常費用）の比率でして、水道事業では、死守すべき必要ラインとして 100%、つまり通常の事業活動にかかる費用が通常の事業活動において得られる収益で賄われることを必要ラインの指標としております。さらに必要ラインを切らない

ように目安として105%を注意ラインとして設定しております。

2つめは、年度末現金保有高です。これは翌年度の元金償還額の資金は経常費用とは別に確保しておく必要があるため、年度末に翌年度の元金償還金の額の現金残高を必要ラインとしているものです。

水道事業の収支状況改善、アセットマネジメントのための資金を確保しつつ、経常収支比率、年度末現金保有高の水準を満たす案を4案用意しました。

① 令和6年度20%

水道事業経営戦略で掲げている改定水準です。

② 令和6年度22%

直近の水道事業の収支財政状況を踏まえた改定水準です。

③ 令和6年度16%、11年度8%（累計24%）

改定時期を2回とした場合の改定案です。

④ 令和6年度10%、9年度8%、12年度8%（累計26%）

前回審議会に審議して頂いた案です。

これらの案と経常収支比率、現金保有高の水準との関係を表したのが、資料3.1になります。

4案いずれも、経常収支比率の必要ライン100%、及び年度末現金保有高における次年度に必要な元利償還額の水準を満たしますが、このうち令和12年度以降の経常収支比率でみると、高い順に④案(26%)⇒③案(24%)⇒②案(22%)⇒①案(20%)の順になります。また、年度末現金保有高が大きいのは、②案(22%)⇒①案(20%)⇒③案(24%)⇒④案(26%)の順になります。

共通2.5は、利用者から見たメリット・デメリットになります。一括改定案の①案、②案は、改定率は複数改定案より改定率が少ない反面、一度の改定率は大きい。他方で複数改定案である③案、④案は一度の改定率は小さいが累計の改定率は一括改定率より大きいことから、利用者から見るとこのようなメリット・デメリットになると思われまます。

仮に令和6年度ではなく、令和7年度、8年度を改定年度とした場合のシミュレーションも用意しました。令和7年度からの改定ですと、改定時期を3回に分ける④案では、令和9年度には翌年度の元利償還額を用意できなくなります。また、令和8年度からの改定になりますと、④案では令和8年度から、2回改定の③案では令和9年度から、20%改定案の①案では令和14年度から翌年度の元金償還額を用意できなくなります。

なお、下水道事業では、いずれの案にしても経費回収率の改善は見られますが、100%の経費回収率は困難な状況にあるため、従来通り一般会計からの繰入金は削減できますが、依然として一般会計からの繰入金は必要な状況にあります。

会長 説明が終わりました。これまでの話を整理しますと、前回議論したのは、④案の累計26%ですが、改定時期を前倒しすることで改定率を下げるができるため①案から③案を用意したということです。質疑のある方は、挙手の上、発言をお願い

いします。

委員 B 前回の料金改定はいつでしたか。

事務局 平成 24 年度です。

委員 B 10 年前ということは、今回どの案を採用したとしても 10 年後はまた改定しなければならないということか。改定した料金体系でどのくらい経営を維持できるのでしょうか。どの案がよいか決めるのにそのことは知っておく必要があります。

事務局 今回の改定案につきましては、向こう 10 年の財政状況を踏まえ、かつ利用者の負担がなるべく少なくするようにシミュレーションをした案を提示させていただきました。ご指摘のとおりまた 10 年後、また改定になるのではないかとの議論はあるかと思いますが、向こう 10 年を超える財政状況の正確な予測はつきにくいところもごございます。向こう 10 年間の財政状況を踏まえた案として審議いただきたいと思えます。

委員 B 10 年前料金を改定した時に現在の状況は想定できたと思えます。想定できたのに何の手も打ってこなかった。というのは使用料収入が減っているからこのような状況になった。使用料収入が増える方策は何かないのでしょうか。使用料収入が増える方策を打ってこれば、改定率もたとえば 10% で済んだかもしれない。審議会なので改定の話は必要なことはわかりますが、もっと使用料収入が増える方策を考えることが事業にとって必要なのではないのでしょうか。料金改定率だけいけば、これだけいろいろな物価が上がる中 20% の改定率で足りるのかなと感じます。一度に 22% ~ 24% くらいあげないと厳しいのではないですか。10 年に 1 回が 6 ~ 7 年に 1 回になるのなら 20% と言わずもっとあげるべきではないか。あげた料金で経営できる間に大幅な料金改定にならずにすむ方策を考える必要があります。

事務局 ①案の 20% は経営戦略を策定した際記載した改定率ですが、直近の財政状況を踏まえて算定したものが、②案の 22% の改定率です。ただ昨今の物価の著しい状況は想定外であったため加味できておりません。

委員 B 電気料金とかいろいろ上がっていますが、これらの物価上昇がなくても料金はあがってもおかしくないですね。

事務局 10 年後の状況を正確に見通すことはなかなか難しいです。この④案とは別にたとえば他市で 3 年から 5 年毎に経営状況を審議して頂いて、経営状況がよければあげない、悪ければ料金改定を含めて方策を検討するということをすれば、委員のご指摘のとおり大幅な改定をすることは避けられるのではないかと考えております。

委員 B もともと関市の水道料金は安いのではないか。水を汲みあげて売のだから、製造コストは知れている。仕入れて売ののに仕入はタダだからもうからないのがおかしい。近隣の市町村の改定の資料を見ましたが、関市の水道料金は安いのでしょうか。

水はいっぱい汲みあげることができるのだから、水道料金の安いところに売ったらどうなのか。それは難しい話だそうですが、お互いにメリットのある話ではないか。

会長 水道事業はネットワークなので、水をどう運ぶのですか。

委員B ロシアからヨーロッパにガスの管をつないでいることを見ればできない話ではないように思います。

事務局 広域化の話も出ているが、具体的な話は進んでいない。また料金は各自治体で異なっています。関市の水道料金は近隣の自治体に比べて非常に安い。広域化になると近隣の自治体との料金体系の整合性をとる必要がありますが、なかなか難しいところです。広域化については、広域化の対象について県が検討中であることからこれから具体的な話が出てくると思います。今はまず各自治体が独立採算でやるという状況の中で提案させて頂いたところです。

会長 今の話は制度的な問題があるというところで整理したいと思います。今回はまず関市の上下水道事業の経営改善を図る必要があるということです。今後に向けてはただ料金をあげるというだけでなく、経営改善を行っていく必要があることから広域的な連携を含めて取り組んでいくことになると思います。

委員B 広域的な連携ではなくてただ関市の水道を売ることはできないのですか。

会長 県が主導で行っている地域に対して関市が水道を売ることができるのかという問題はあります。そのようなことが可能なのか、事務局として検討することが必要ではないかと思います。

委員B 汲みあげた水をミネラルウォーターとして売ってもいいのでしょうか。

事務局 河川水（自流）を水道水等の都市用水として使用する場合は、河川法上の水利使用許可（水利権）の範囲内で取水することができますが、木曽川流域では、水利権が既に付与されているため、余っている水が無いのが実情です。したがって、新たに水を確保するためには、上流にダムを設けて水を開発し、その水をダムから放流して下流で取水する必要があるため、ダムの建設費及び維持管理費に要した費用が水道料金に反映されることから、これらの水を利用している可茂・東濃地域の各市町の水道料金は高いとされています。そうした中、可茂・東濃地区の市町は、県の水道供給事業を通じて水道水の供給を受けていることから、関市から水道料金の高い近隣市町等へ水道水を供給することとなると、県との間の事業継続にかかる関係にも影響が考えられること、また、西濃地域では過去に工業用水を中心に地下水の汲み上げによる地盤沈下の問題にも留意する必要があります。

委員B 水を汲み上げて他市に供給すると市が損をすることもあるということですか。

事務局 地盤沈下の問題が懸念されますし、可茂・東濃地区の市町は、現在は県が木曽川の上流域で開発したダムから水道用水等の供給を受けていることから、県との関係に影響が出るのが考えられます。

委員B 渇水になるとダムの水が足りなくなるのではないですか。

事務局 渇水への備えとして、木曽川水系では水資源開発基本計画（フルプラン）を策定し、その中で水の安定供給のため、現在国等において徳山ダムの都市用水を木曽川に流す木曽川水系連絡導水路事業が進められています。

会長 使用料収入を増やすことは料金改定以外では、節水機器が普及する中でなかなか考えづらい。経営改善の方策としては料金改定を改定して使用料収入を増やすか、経費を節減するかとなると思います。その中で使用料収入をどう増やしていくかは

今後検討していただきたいと思います。ポイントは10年前に改定したのを今回また改定するという事なので、今後は5年に1回程度経営状況を踏まえた審議会を開催し料金改定する必要があるかどうか、定期的にチェックしていく必要があるということなどを答申に示す必要がある。少なくとも直近の10年については改定を踏まえて財政状況は持つだろうと事務局は考えているのでしよう。

老朽化しているということはアンケートを行い、市民に知られていることかと思うが、その財源が足りないということはあまり知られていない。その点は老朽化した施設を更新していくには財源が必然だということを多くの市民に知っていただくことが必要。関市の水道料金は安い、それを更新等を踏まえた妥当な水準に引き上げるのが今回の改定案かと思います。

ほかに質問、ご意見はございませんか。

委員C 経年劣化による管の更新費用は経営計画に含まれていますか。

事務局 更新費用は経営計画に含まれています。

委員C 複数回に分けて改定するのがよいのか、1回で改定するのがよいのかと問われれば1回で22%改定する方がよいと思います。また関市の水道料金は安いということでは知られていないのではないですか。

委員A またあげるというより、1回であげるというやり方がよいのではないですか。

会長 消費税で複数回あげた時、その反動はその都度ありました。

委員A 負担は少ないけれども、複数回分けてあげる方は反発が強いと思います。関市の水道料金は安いというPRをもっとすべきだと思います。そのPRを怠るところいう時に大変だと思います。

委員C この経営計画にスマートメーターに関する費用は入っていますか。

事務局 スマートメーターはコストがかかりますので、経営計画には織り込んでおりません。料金に関しては広報でのPRが必要と考えております。

会長 学生のアンケートでは、安さより安全を優先しています。安さだけでなく安全性についても広報でPRしていくといいかなと思います。

委員D 関市の水道料金は安いということと安全だということは感じておりました。物価が上がる中で料金改定は仕方がないと思います。複数回より1回であげた方が反発は少ないと思います。上げ幅を増やしてその分改定料金が長く維持できるならその方がいいと思います。

委員E 今、また何年後にあげますと言われても、上げる際には反発されるので一回で上げた方がいいと思います。関市の水道料金は安いと実感しているのもう少しあげるのはいいかと思います。

会長 質疑がないようであれば、採決したいと思いますがいかがでしょうか。私が入らずに挙手していただいて、同数の場合には私が採決に加わる方法でやりたいと思います。

①案に賛成の方は挙手をお願いします。

次に②案に賛成の方は挙手をお願いします。

次に③案に賛成の方は挙手をお願いします。

次に④案に賛成の方は挙手をお願いします。

①案は0名、②案は5名、③案は0名、④案は1名となりました。②案が過半数となりましたので、②案を審議会として採用することといたします。何かご発言があればお願いします。

委員F たえば①案に決定したとき市は20%でいいのか。市は26%欲しいのではないか。

事務局 20%はギリギリのラインだが運営は可能な案で、財政的に余力のある案が先ほど採決で採用していただいた22%の②案です。

事務局 26%案は26%までの段階案ですので、22%の一括改定案の方が期間的な収入は大きいです。

委員F それでは僕は②案に変更します。

会長 それでは審議会としては②案を採用したこととします。次回は水量別料金について審議することとなります。本日皆様から出された意見はこれから答申に向けて審議会として取りまとめていきたいと思えます。

それでは次のその他の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 机の上に次回の審議会の日程調整の用紙を置かせていただいています。ご都合

の良い日を記載して返信いただければと思います。

会長 次回の審議会の開催時期について、皆様の返信を受けて10月の日程調整をしたいということでしたが、いかがでしょうか。

委員B 今回で②案になったことで決まったのですよね。あと何を決めるのですか。

事務局 次回は個別の水量別料金の設定について審議して頂きたいと思っています。3案ではなく2案を用意させていただきます。

委員B 住民説明会はいつから実施するのか。

事務局 来年の1月から、議会に説明した後に実施する予定です。

委員B 1月から2月…

事務局 1月から3月、2月中くらいには終わらせたいと思っています。

委員B 議会は4月ですか。

委員B 議案の作成が必要ですので、議会は6月を予定しております。

会長 答申はいつ頃でしょうか。

事務局 11月に頂こうと思っていますが、スケジュールがタイトですので12月に入るかもしれません。今後の日程ですが、10月中に水量別料金について審議して頂き、11月に答申案について審議して頂く予定です。施設見学については、流動的ですが、日程に余裕のある答申の時に往うか検討しているところです。回数としてはあと3回の予定です。

会長 次回の審議事項である水量別料金は全体として22%になるように水量別料金を決めるものです。大口と家事用の料金体系を審議して頂くものです。基本料金と従量料金を合わせてどのようにして22%とするのかを次回の審議会で審議します。

委員B 一律にあげればいいのではないか。

事務局 一律にあげるという方法と水道事業の課題である基本料金の割合をあげるという課題がありますので、その点について従来通りの体系ともう 1 案を用意して審議して頂きたいと思っています。

会長 それでは、次回の審議会の開催時期については、事務局の提案のとおりとします。これで、議事をすべて終了しましたので、進行を事務局に戻します。

司会 本日は、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、これもちまして、審議会のほうは閉会とさせていただきます。お疲れ様でございました。